J-SOX（日本版 SOX 法：財務報告に関わる内部統制報告制度）とＩＳＯ

ISO マネジメントシステムにかかわってきた者に見逃せない社会的動きとして、J-SOX 法（日本版 SOX 法：財務報告に関わる内部統制報告制度）がある。これは約 6,000～7,000 社あるといわれる上場企業とその子会社に求められる法令要求事項である。社長は、年１回自社の財務報告に関わる内部統制について報告をしなければならない。報告の対象となる**「内部統制」**とは、英語で Internal Control であり、ISO9001 がいう組織の管理、すなわち「マネジメントシステム」と同様な概念を意味している。

ISO9001 は組織の製品の品質保証を対象にしているが、その製品が「財務報告書」であると考えると、内部統制は ISO9001（ISO14001、ISMS）と全く同じ概念であるといえる。コンサルタントの新しい仕事として、内部統制コンサルティング市場への可能性が出てきているともいえるし、審査員として内部監査人へのマーケットが開けたとも言える。今後３回にわたって J-SOX の概要を説明する。

なお、テクノファは、J－SOX 対応　内部監査人養成コース（TM32）を次の日程で開催します。
2007 年 10 月 24 日（水）－26 日（金）（於、川崎）
2007 年 12 月 17 日（月）－19 日（水）（於、新宿）
2008 年 1 月 21 日（月）－23 日（水）（於、新宿）
2008 年 2 月 25 日（月）－27 日（水）（於、川崎）
2008 年 3 月 17 日（月）－19 日（水）（於、川崎）

１．内部統制とは

世の中では企業による不祥事が多発している。企業は社会から順法性に基づいた組織であることを強く求められている。アメリカでも 1980 年代に企業不祥事が相次ぎ、それへの対応としてトレドウェイ氏を委員長とするトレドウェイ委員会が設立された。その後、委員会はトレドウェイ支援組織委員会（ＣＯＳＯ）として活動を継続した。COSO では、企業は自分で自分をコントロールしなければならないとして、３つの目的と５つの構成要素を提案した。

（目的）

①業務の有効性及び効率性

②財務報告の信頼性

③事業活動に関わる法令等の遵守

（構成要素）

①統制環境

②リスクの評価と対応

③統制活動

④情報と伝達

⑤モニタリング

３つの目的は特に説明は要らないであろう。５つの構成要素について若干説明をする。

①統制環境

企業を取り巻く経済状況、労務、法令、各種規制、銀行取引、消費者動向、マーケット動向などは企業の経営に影響を与える。企業はこれらのプレッシャーのもとで、日常のオペレーションを実施しているが、統制環境には目に見えるものと見えないものがある。企業はそれぞれ独自の経営を実践しているが、その際に内部に作られる風土、文化、気風などが目にみえない統制環境である。

目に見える統制環境としては、年度売上目標であったり、方針であったり、経営トップが示達するすべてのものが統制環境を構成する。

②リスクの評価と対応

組織においては何が起きるか分からない。世の中すべてがそうであるといってしまえばそれまでであるが、「備えあれば憂いなし」という諺のとおり、企業のどこに、なにが、どの程度の「問題となりそうなこと＝リスク」があるのかを探り出し、対応策を考えておくことが大切である。

③統制活動

ルール、手続きを文書化し、そのとおりに実行することをいう。企業内で行われるすべての活動は管理されなければならない。統制の管理の程度は、当然その業務の実態に見合ったものでなければならない。できないことをルールにしても実践されないからである。

④情報と伝達

企業内外の情報を的確に漏れなく伝達することは、組織を管理する上で欠くことのできない重要な要素である。例えば、未承認取引に関する情報がどのように扱われ、伝達されるかのコミニュケーションプロセスは重要である。

⑤モニタリング

「モニタリング」は、ISO 経験者には説明無用であろうが、日常業務に組み込まれた日常的モニタリング（全ての取引が事前に承認されているかを定期的に管理者が照合し、問題があれば改善する等）と、別の視点から評価する独立的評価

（日常的モニタリングでは発見できないような経営上の問題がないかをチェックする）がある。内部監査はモニタリングの一つであるが、独立的評価の範疇に入る。

因みに J-SOX には、上記に加えて、４つ目の目的として**④資産の保全**、６つ目の構成要素として**⑥IT（情報技術）への対応**が追加されている。

２．アメリカ SOX 法と J-SOX 法（金融商品取引法）

アメリカでは、エンロン・ワールドコム事件で「財務報告の信頼性」に関して社会の見る目が大きく変わった。エンロン事件等をきっかけに企業の内部統制の重要性が認識され、**企業改革法（サーベインズ＝オクスリー法：SOX 法）**が制定された。アメリカ証券取引委員会（ＳＥＣ）登録企業の社長に内部統制報告書（財務報告に係る内部統制の有効性を評価したもの）作成が義務づけられ、さらに、公認会計士の監査を受けることになった。

米国の火事は日本にも飛び火し、我国でも企業の「財務報告の信頼性」の向上は避けては通れなくなった。折りしも我が国においても、カネボーの粉飾問題など大きな企業会計問題が起き、中央青山監査法人が消滅するという事態になった。企業の株を取引きする証券市場がその機能を十全に発揮していくためには、投資者に対して企業情報が 適正に開示されることが必要不可欠である。しかし、昨今、有価証券報告書の開示内容など証券取引法上のディスクロージャーをめぐり不適正な事例が幾つも発生している。

これらの事例には、ディスクロージャーの信頼性を確保するための企業における内部統制が有効に機能していないことが窺がわれるものが多い。このような状況を踏まえると、ディスクロージャーの信頼性を確保するため、**上場企業の内部統制の充実**は不可避の事態であろう。

我が国では、平成１６年３月期決算から財務報告に係る内部統制システムが有効に機能していたかの確認が求められてきた。つづいて平成１８年６月に成立した金融商品取引法により、上場会社を対象に、**財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査が義務づけ**られ(内部統制報告制度)、**平成２０年４月１日以後開始する事業年度から適用**されることとなった。

この流れにおいて、内部統制の整備及び運用の主役は世間一般に流布されている経理、会計関係者ではなく、ISO 関係者ではないかと考えられる。ただし、会計的視点が重要視されるので、ISO 関係者がいかにして未知の分野である内部統制の対象（財務報告分野、会計分野＝簿記３級程度）に関わりをもってゆくかが

課題である。

３．J-SOX 審議の経過

米国ではサーベインズ＝オクスリー法の４０４条で内部統制の有効性に関する報告を要求し、ＳＥＣ（米国証券取引委員会）がＣＯＳＯ（トレドウェイ委員会支援組織委員会）が報告した基準を評価基準として認めたことから、内部統制の基準はＣＯＳＯが標準となった。日本においても株式公開企業は公認会計士から会計監査のみならず、内部統制に関する監査も受けなければならなくなったのである（平成 20 年 4 月より）。

金融庁企業会計審議会では、平成１７年２月から、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の策定についての審議を**内部統制部会**において始めた。同部会では、諸外国における内部統制の基準等の内容を検討するとともに、我が国会社法制との整合性等にも留意し、国際的にも説明可能で、かつ、我が国の実情にあった実効性のある基準のあり方について、審議を行った。

当審議会では、平成１８年６月の金融商品取引法で、上場企業に内部統制が求められたことを受けて、平成１８年１１月、「実施基準」案を公開草案として公表した。当審議会では、公開草案に寄せられた意見等を踏まえ、更に審議を行い、基準案及び実施基準案の内容を一部修正して、平成１９年２月１５日、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」を公表した。

（つづく）